

第98期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

新株予約権等の状況

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結注記表

個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

佐藤商事株式会社

「新株予約権等の状況」「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.satoshoji.co.jp/ir/index2_5.html) に掲載することにより株主の皆様にご提供しております。

新株予約権等の状況

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2021年3月31日現在)

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	
発行決議日	2012年12月14日	2013年12月20日	2014年7月31日	
新株予約権の数	670個	580個	479個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式67,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式58,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式47,900株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり48,600円 (1株当たり486円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり60,200円 (1株当たり602円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり57,400円 (1株当たり574円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2013年1月18日から 2043年1月17日まで	2014年1月15日から 2044年1月14日まで	2014年8月29日から 2044年8月28日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権 の数 337個 目的となる 株式数 33,700株 保有者数 4人	新株予約権 の数 299個 目的となる 株式数 29,900株 保有者数 4人	新株予約権 の数 368個 目的となる 株式数 36,800株 保有者数 6人
	社外取締役	新株予約権 の数 8個 目的となる 株式数 800株 保有者数 1人	新株予約権 の数 7個 目的となる 株式数 700株 保有者数 1人	新株予約権 の数 6個 目的となる 株式数 600株 保有者数 1人
	監査役	新株予約権 の数 - 個 目的となる 株式数 - 株 保有者数 - 人	新株予約権 の数 - 個 目的となる 株式数 - 株 保有者数 - 人	新株予約権 の数 14個 目的となる 株式数 1,400株 保有者数 1人

(注) 1. 取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

2. 第1回、第2回の新株予約権は、執行役員制度導入前のものであります。

3. 第3回のうち、取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

	第4回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権	
発行決議日	2015年7月31日	2016年7月29日	2017年7月28日	
新株予約権の数	441個	543個	391個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式44,100株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式54,300株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式39,100株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり56,700円 (1株当たり567円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり55,100円 (1株当たり551円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり95,300円 (1株当たり953円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2015年8月28日から 2045年8月27日まで	2016年8月27日から 2046年8月26日まで	2017年8月26日から 2047年8月25日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役 を除く)	新株予約権 の数 349個 目的となる 株式数 34,900株 保有者数 6人	新株予約権 の数 435個 目的となる 株式数 43,500株 保有者数 6人	新株予約権 の数 273個 目的となる 株式数 27,300株 保有者数 6人
	社外取締役	新株予約権 の数 11個 目的となる 株式数 1,100株 保有者数 1人	新株予約権 の数 14個 目的となる 株式数 1,400株 保有者数 1人	新株予約権 の数 16個 目的となる 株式数 1,600株 保有者数 2人
	監査役	新株予約権 の数 16個 目的となる 株式数 1,600株 保有者数 2人	新株予約権 の数 19個 目的となる 株式数 1,900株 保有者数 2人	新株予約権 の数 11個 目的となる 株式数 1,100株 保有者数 2人

(注) 1. 取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

2. 第5回新株予約権は、当社取締役、監査役への割当てはありません。

3. 上記のうち、取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権	第10回新株予約権	
発行決議日	2018年6月22日	2019年6月21日	2020年6月19日	
新株予約権の数	372個	430個	440個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式37,200株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式43,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式44,000株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり105,100円 (1株当たり1,051円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり70,400円 (1株当たり704円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	新株予約権1個当たり67,900円 (1株当たり679円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とが相殺される)	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)	
権利行使期間	2018年7月18日から 2048年7月17日まで	2019年7月16日から 2049年7月15日まで	2020年7月16日から 2050年7月15日まで	
行使の条件	(注) 1	(注) 1	(注) 1	
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 276個 目的となる株式数 27,600株 保有者数 6人	新株予約権の数 391個 目的となる株式数 39,100株 保有者数 6人	新株予約権の数 401個 目的となる株式数 40,100株 保有者数 6人
	社外取締役	新株予約権の数 14個 目的となる株式数 1,400株 保有者数 2人	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2人	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2人
	監査役	新株予約権の数 12個 目的となる株式数 1,200株 保有者数 3人	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 1,900株 保有者数 3人	新株予約権の数 19個 目的となる株式数 1,900株 保有者数 3人

- (注) 1. 取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、本新株予約権を行使できるものとする。
2. 第8回のうち、取締役2名が保有している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。

②当事業年度中に職務執行の対価として執行役員に対し交付した新株予約権の状況

	第10回新株予約権
発行決議日	2020年6月19日
新株予約権の数	308個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式30,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり67,900円 (1株当たり679円) (なお、割当てを受ける者が当社に対して有する報酬請求権と新株予約権の振込金額の振込債務とが相殺される)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり100円 (1株当たり1円)
権利行使期間	2020年7月16日から 2050年7月15日まで
行使の条件	(注)
執行役員への交付状況	新株予約権の数 308個 目的となる株式数 30,800株 交付者数 13人

(注) 取締役、監査役、執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、本新株予約権を行使できるものとする。

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、「取締役会規定」に基づき、原則として月1回開催し、法令、定款並びに「取締役会付議基準」に定める付議事項を決議するほか、取締役が行う職務執行状況の報告を監督して業務の適正及びコンプライアンス体制の実効性を確保しております。
- ロ. 監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の法令及び定款への適合性やコンプライアンス等を監視し、必要に応じて意見を述べております。
- ハ. 監査役は、「監査役監査規定」に基づき、定期的又は必要に応じて、取締役の職務の執行を監査しております。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会議事録、稟請決裁書等、取締役の職務執行に係る重要文書は、「書類保存規則」に基づき、保存・管理し、取締役の職務執行に係る内容が常に把握できる体制を整備しております。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- イ. 「リスク管理に関する基本規定」を定め、当社及び子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）の活動に関連するリスク認識を全社に周知して、リスクの予防、把握と報告、管理の体制を整備しております。万一リスクが発生した場合は、所管部署においてリスクの拡大を防止し、これを最小限に止める対策を講じるとともに、それらの経験から得られた再発防止策を全社で共有しております。
- ロ. 「与信投資委員会」を設置し、当社グループの一定金額を超える取引、投資案件等については、様々な角度からリスク評価を行い、適切に対応する体制を整備しております。なお「与信投資委員会」には、オブザーバーとして社外取締役・監査役及び内部監査部門も参加、監視しております。
- ハ. 「安全衛生委員会」を設置し、災害・事故防止に関する啓蒙活動を行って、災害・事故の予防を図っております。
- ニ. 内部監査部門は、定期的及び必要に応じて当社グループのリスク管理状況の監査を行っております。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役は、「取締役会規定」「組織および業務分掌・職務権限規定」を定め、その責任と権限を明確にするとともに取締役会の迅速な意思決定機能と機動的な業務執行及び監督機能の強化を図るため、執行役員制度を採用し、取締役の職務執行の効率化を図っております。
- ロ. 取締役は、原則として取締役会を月1回開催し、取締役会付議事項の決議や職務執行状況の報告を行っております。取締役会決議事項については、「取締役会付議基準」を定めております。
- ハ. 取締役は、当社グループの経営課題やその他重要事項を、「執行役員会」「与信投資委員会」「統括部長会議」「コンプライアンス委員会」「監査報告会」の各種会議体において審議を行い、情報共有を行っております。
- ニ. 取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置し、取締役の指名や報酬及び監査役の指名に関する公正性・透明性・客観性を確保しております。

- ホ、取締役は、必要に応じて、弁護士・税理士等の意見を参考に職務の執行を行っております。
- ⑤当社グループの使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ、経営理念や行動方針、ルール・マナーを定めた冊子「社員行動基準」を使用人に配布するほか、コンプライアンス・マニュアルを策定し、当社グループの使用人のコンプライアンス意識の向上を図るとともに、定期的な階層別研修やe-Learning研修でコンプライアンスの重要性の周知徹底を図っております。また、「コンプライアンス委員会」を開催して、法令違反の防止、早期発見・対応に努めております。
- ロ、「組織および業務分掌・職務権限規定」に基づき、使用人の業務遂行上の基準を明確にしております。また、使用人は社内規定に基づき、業務の遂行にあたるものとし、重大な違反があった場合は、取締役会で審議し、必要に応じて適切に対処しております。
- ハ、「内部監査規定」に基づき、内部監査部門は、定期的又は必要に応じて、法令並びに当社グループの社則及び子達の遵守状況、所管業務の運営及び管理状況の監査を行っております。また「監査報告会」において、監査結果等について、取締役及び監査役へ定期的に報告を行っております。
- ニ、当社グループは、企業の健全性を確保するため、通報者に対して不利益な扱いを行わないことを定めた「佐藤商事グループ内部通報規定」を制定・運用し、コンプライアンスの実効性を確保しております。
- ⑥当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ、子会社に関する「関係会社管理規定」を定め、子会社の所管部門の統括のもと、管理及び経営指導を行っております。また、子会社は、期初に経営目標・年度予算・月次計画を策定し、月次損益計画と実績の差異原因や計画進捗及び職務遂行状況について、毎月親会社へ報告しております。
- ロ、子会社の取締役は、必要に応じて当社より選任し、当該子会社の職務執行を監督して、職務の適正を確保しております。
- ハ、内部監査部門は、定期的又は必要に応じて「内部監査規定」に準じた子会社の監査を行い、監査部長は監査結果に基づき、必要に応じて、指導又は勧告を行っております。また「監査報告会」において、親会社の取締役及び監査役に監査結果等の報告を行っております。
- ニ、定期的又は必要に応じて、監査役及び会計監査人による子会社への監査等の実施を行っております。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ、監査役会からの要請がある場合には、補助すべき使用人を置くこととしております。
- ロ、補助すべき使用人を置いた場合は、その使用人の人事・評価等については、取締役と監査役との協議を要するものとしております。
- ⑧当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ、「監査役への報告に関する規定」を定め、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を明確にするほか、「監査役閲覧文書一覧」を定めております。
- ロ、監査役会は、必要に応じて、取締役・会計監査人若しくは使用人に業務の報告を求めることができます。
- ハ、内部監査部門は、当社グループについて実施した内部監査結果を監査役に報告するほか、各事業年度の内部監査計画、内部監査結果等について、監査役へ報告及び協議をしております。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ. 当社グループは、監査役に報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由とした解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを禁止しております。

⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会、執行役員会、与信投資委員会、統括部長会議等重要な会議に出席し、業務の執行状況及び審議状況を直接把握できる体制としております。また、監査役は、必要に応じて内部監査部門や弁護士、公認会計士等の外部アドバイザーに業務の協力を求めることができます。

ロ. 取締役と監査役は随時面談を実施し、会社が対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。

ハ. 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとしております。

⑪反社会的勢力排除に向けた体制

イ. 当社グループは、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、一切関係を絶ち、不当な請求等には毅然とした態度で対応しております。当社総務部門を反社会的勢力に向けた対応窓口とし、「不当要求対応マニュアル」を整備して社内に周知徹底しております。また、これらの問題が発生した時は関係行政機関や顧問弁護士に連絡をとり速やかに対処しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

①コンプライアンス体制

当社は、当社グループ各社の役員や使用人を対象とした研修教育、社内報を利用した情報発信などを通じて、コンプライアンスを遵守する企業風土の醸成、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、通報・相談体制として「佐藤商事グループホットライン制度」並びに「ハラスメント相談窓口」を設け、当社グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

②損失の危険の管理に対する取組みの状況

当社グループの主要な損失の危険について、取締役会及び与信投資委員会、コンプライアンス委員会等を通じて取締役や各部門長との定例会議を実施し、各責任担当部署から定期的に報告を受けて、リスク管理状況の確認を行っております。なお、加工品取引が拡大する中、加工品推進室を設け、事前に加工不良等に起因する大きな損失の発生を抑制するとともに、予め指定した特定取引については、受注時から一定の条件で制限しリスク軽減を図っております。また、コロナ禍において特に海外子会社の往査が難しくなっており、関係各部署は子会社のモニタリングの強化を行っております。

③職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、常勤監査役1名を含む社外監査役3名も出席しております。取締役会は当事業年度中に13回開催され、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。当社は、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。また、取締役の指名や報酬及び監査役の指名に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。

④監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、常勤監査役1名を含む社外監査役3名で構成されております。監査役会は当事業年度中に14回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議や決議を行っております。また、代表取締役や内部監査部門及び会計監査人と定期的に会合し、内部統制システムの整備状況等について意見交換を行っております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 11社
- ・ 連結子会社の名称

エヌケーテック(株)	日本洋食器(株)
メタルアクト(株)	佐藤ケミグラス(株)
大東鋼業(株)	富士自動車興業(株)
香港佐藤商事有限公司	SATO-SHOJI (THAILAND) CO., LTD.
上海佐商貿易有限公司	SATO-SHOJI (VIETNAM) CO., LTD.
SATO SHOJI ASIA PACIFIC PTE. LTD.	
- ・ 連結範囲の変更
当連結会計年度からSATO SHOJI ASIA PACIFIC PTE. LTD. については、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

② 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称

関根鋼材(株)	佐藤ゼネテック(株)
湘南加工(株)	SATO SHOJI KOREA CO., LTD
UCHIDA-SATO TECH (THAILAND) CO., LTD.	PT. SATO-SHOJI INDONESIA
SATO TECHNO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.	SATO-SHOJI INDIA PRIVATE LIMITED
佐藤塑料玻璃(蘇州)有限公司	SATO-SHOJI (CAMBODIA) CO., LTD.
広州佐商貿易有限公司	
- ・ 連結の範囲から除いた理由
非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数 3社
- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社の名称

山形クラッチ(株)	ネボン(株)
YUASA SATO (Thailand) Co., Ltd.	

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称

関根鋼材(株)	佐藤ゼネテック(株)
湘南加工(株)	中越精密工業(株)
SATO SHOJI KOREA CO., LTD	UCHIDA-SATO TECH (THAILAND) CO., LTD.
PT. SATO-SHOJI INDONESIA	SATO TECHNO SERVICE (THAILAND) CO., LTD.
SATO-SHOJI INDIA PRIVATE LIMITED	佐藤塑料玻璃(蘇州)有限公司
SATO-SHOJI (CAMBODIA) CO., LTD.	広州佐商貿易有限公司
曾我部(蘇州)減速機製造有限公司	PS Device&Material INC.

・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社はそれぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

③すべての持分法適用会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(3)連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海佐商貿易有限公司及びSATO SHOJI ASIA PACIFIC PTE.LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4)会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

・ 其他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法による原価法

時価のないもの

時価法

ロ. デリバティブ

個別法及び移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産

(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 10年～50年
機械装置 8年～17年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

・ 一般債権

貸倒実績率法

・ 貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるための引当で、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度において負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

ニ. 投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

イ.ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を行っております。

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ.ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…売掛金、貸付金、買掛金、借入金

ハ.ヘッジ方針

為替予約取引については、外貨建輸出入取引及び資金貸付に伴うキャッシュ・フローを確定させることを目的にデリバティブ取引を利用しております。

金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクを回避することを目的に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ.ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております（決算日における有効性の評価を省略しております）。

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので、決算日における有効性の評価を省略しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ.退職給付に係る会計処理

退職給付に係る会計処理は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異については、当連結会計年度に一括費用処理しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ.消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 15,629百万円

(2) 偶発債務

保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入、リース会社からのリース債務及び取引先からの仕入債務残高に対し、債務保証を行っております。

YUASA SATO(Thailand)Co., Ltd. (リース債務) 517百万円
(146百万円パート)

広州佐商貿易有限公司(借入、仕入債務) 295百万円
(17百万円)

計 813百万円

(注)外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しております。

3. 連結株資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	21,799千株	-	-	21,799千株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	323千株	0千株	11千株	312千株

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少11千株は、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

イ. 2020年6月19日開催の第97期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 493百万円
- ・ 1株当たり配当額 23円
- ・ 基準日 2020年3月31日
- ・ 効力発生日 2020年6月22日

ロ. 2020年11月5日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 429百万円
- ・ 1株当たり配当額 20円
- ・ 基準日 2020年9月30日
- ・ 効力発生日 2020年12月1日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

2021年6月18日開催の第98期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 494百万円
- ・ 1株当たり配当額 23円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月21日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(4) 当連結会計年度末の新株予約権 (権利行使期間の初日が到来していないものを除く)

の目的となる株式の種類及び数

普通株式

502,300株

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金、電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、信用限度管理規定及び経理規定に沿ってリスク低減を図っております。なお、多額な取引リスクの評価が必要な案件については、様々な角度からの検討を反映させるため、与信投資委員会にてリスクの把握と対策を検討しております。また、投資有価証券は主として株式であり、市場の変動リスクに晒されております。なお、上場株式については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

借入金の用途は運転資金及び設備投資資金(長期)であり、長期借入金の金利変動リスクについては金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

デリバティブ取引は、外貨建の金銭債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (※1)	時価 (※1)	差額
(1) 現金及び預金	2,427	2,427	-
(2) 受取手形及び売掛金	48,270	48,270	-
(3) 電子記録債権	14,464	14,464	-
(4) 投資有価証券			
①関係会社株式	1,001	530	△470
②その他有価証券	12,350	12,350	-
(5) 買掛金	(36,870)	(36,870)	-
(6) 電子記録債務	(8,333)	(8,333)	-
(7) 短期借入金(※2)	(3,214)	(3,214)	-
(8) 長期借入金(※2)	(12,334)	(12,341)	7
(9) デリバティブ取引	10	10	-

(※1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(※2)1年内返済予定の長期借入金3,515百万円は、長期借入金に含めております。

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価額によっております。

(5) 買掛金、(6) 電子記録債務、並びに(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

デリバティブ取引は、ヘッジ会計の原則的処理を適用している為替予約について記載しており、時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価額によっております。振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理されている外貨建債権債務と一体として処理されているため、その時価は当該外貨建債権債務に含めて記載しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(上記(8)参照)

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

非上場株式（連結貸借対照表計上額1,074百万円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,515	3,185	2,824	1,513	1,100	194

5. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都の他全国に駐車場施設や賃貸建物、賃貸住宅を所有しております。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する損益は、賃貸収入1億4千9百万円、賃貸費用5千6百万円、差額9千2百万円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
883	6,899

(注)1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当連結会計年度末の時価は、一部の主要な物件については社外の不動産鑑定士による評価に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)であります。それ以外の物件については路線価等に基づいて算定した金額であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	2,200円84銭
(2) 1株当たり当期純利益	129円65銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

8. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
富山県射水市	事業用資産	土地	48
埼玉県さいたま市	事業用資産	土地	116
計			164

当社グループは、事業用資産については基本的に管理会計上の区分を考慮して、主に支店・営業所別にグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとに、また、賃貸資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

上記富山支店(富山県射水市)及び連結子会社であるエヌケーテック株式会社(埼玉県さいたま市)の資産の収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(164百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による査定額等により評価しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

個別法及び移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置 8年～17年

②無形固定資産

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(5) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

・一般債権

貸倒実績率法

・貸倒懸念債権及び破産更生債権等

財務内容評価法

②賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるための引当で、将来の支給見込額のうち、当事業年度において負担すべき額を計上しております。

③退職給付引当金(前払年金費用)

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度末では、年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用に計上しております。

数理計算上の差異については、当事業年度に一括費用処理しております。

④投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態を勘案して、必要額を計上しております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を行っております。

金利スワップについては特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…売掛金、貸付金、買掛金、借入金

③ヘッジ方針

為替予約取引については、外貨建輸出入取引及び資金貸付に伴うキャッシュ・フローを確定させることを目的にデリバティブ取引を利用しております。

金利スワップ取引については、借入金の金利変動リスクを回避することを目的に行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジの有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されており、その判定をもって有効性の判定に代えております（決算日における有効性の評価を省略しております）。

金利スワップ取引については、金利スワップの特例処理の要件を満たしておりますので決算日における有効性の評価を省略しております。

(7)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	14,286百万円
(2)関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。	
①短期金銭債権	4,050百万円
②長期金銭債権	667百万円
③短期金銭債務	2,025百万円

(3)偶発債務

保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入、為替予約取引による債務及びリース会社からのリース債務、並びに取引先からの仕入債務残高に対し、債務保証を行っております。

上海佐商貿易有限公司(為替債務)	252百万円 (15百万円)
SATO SHOJI ASIA PACIFIC PTE. LTD. (仕入債務)	92百万円 (0百万米ドル)
YUASA SATO(Thailand)Co.,Ltd. (リース債務)	517百万円 (146百万バーツ)
広州佐商貿易有限公司(借入、仕入債務)	295百万円 (17百万円)

計 1,159百万円

(注)外貨建保証債務は期末日現在の為替レートで円換算しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	8,443百万円
②営業費用	4,855百万円
③営業取引以外の取引高	426百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	323千株	0千株	11千株	312千株

(注)普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

普通株式の自己株式の株式数の減少11千株は、新株予約権の行使によるものであります。

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	賞与引当金	299百万円
	貸倒引当金	42
	未払事業税	42
	賞与法定福利費	39
	たな卸資産評価損	26
	新株予約権	103
	減損損失	87
	減価償却費	400
	投資有価証券評価損	354
	会員権評価損	11
	その他	153
	小計	1,561百万円
	評価性引当額	△713百万円
	合計	848百万円
繰延税金負債	固定資産圧縮積立金	△613百万円
	特別償却積立金	△0
	その他有価証券評価差額金	△2,435
	前払年金費用	△128
	その他	△6
	合計	△3,184百万円
繰延税金負債の純額		△2,336百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
交際費等永久に損金算入されない項目	0.6
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△3.4
住民税の均等割	1.0
評価性引当額による調整	0.2
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.9%

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

1年内 11百万円

1年超 24

合計 36百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,910円01銭

(2) 1株当たり当期純利益 114円61銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

減損損失

当連結会計年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類	減損損失(百万円)
富山県射水市	事業用資産	土地	48
計			48

当社は、事業用資産については基本的に管理会計上の区分を考慮して、主に支店・営業所別にグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとに、また、賃貸資産については物件ごとにグルーピングを行っております。

上記富山支店(富山県射水市)の資産の収益性が低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(48百万円)として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定士による査定額等により評価しております。